

Ⅲ 特別支援学級及び通級による指導（通級指導教室）

（平成30年5月1日現在）

1 設置状況

（1）特別支援学級 全公立小学校数174校（内分校4校）、全公立中学校数83校（内分校3校）

区 分	小学校			中学校			合 計		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児生数
知的障害	134	137	393	65 (1)	68	194	199 (1)	205	587
肢体不自由	23	23	25	7	7	8	30	30	33
病弱・身体虚弱	18 (3)	18	19	6 (2)	6	5	24 (5)	24	24
弱 視	5	5	5	2	2	2	7	7	7
難 聴	17	17	19	4	4	4	21	21	23
自閉症・情緒障害	139	150	492	65 (1)	70	243	204	220	735
合 計	158 (3)	350	953	75 (3)	157	456	233 (7)	507	1409

※（）内は分校数。いずれも内数。

（2）通級による指導（通級指導教室）

（人）

対象	形態	言語障害	自閉症	情緒障害	LD	ADHD	合計
小学生	自校通級	105	56	23	47	43	274
	他校通級	337	69	9	39	40	494
	巡回指導	4	4	1	5	2	16
中学生	自校通級	1	8	9	5	7	30
	他校通級	3	5	0	2	3	13
	巡回指導	1	6	9	5	4	25
合 計		451	148	51	103	99	852

（3）通級による指導（ろう学校）

（人）

区分	小学生	中学生	合計
難聴	13	5	18

2 平成30年度 小学校・中学校特別支援学級設置校及び設置学級数 (H30.5.1現在)

No.	市町村別	市町村別	学校名	〒	住所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計	
1	甲府市	1	新紺屋小学校	400-0016	甲府市武田1丁目3-34	055-252-2578	1					1	2	
2		2	湯田小学校	400-0864	甲府市湯田1丁目8-1	055-233-4382	1					1	2	
3		3	伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	1					1	2	
4		4	朝日小学校	400-0026	甲府市塩部1丁目4-1	055-252-3373	1					1	2	
5		5	里垣小学校	400-0806	甲府市善光寺2丁目7-1	055-233-2406	1		1			1	3	
6		6	相川小学校	400-0014	甲府市古府中町1501	055-252-2409	1					1	2	
7		7	国母小学校	400-0043	甲府市国母4丁目1-10	055-224-4608	1	1				1	3	
8		8	貢川小学校	400-0048	甲府市貢川本町8-1	055-222-2408	1	1				1	3	
9		9	千塚小学校	400-0074	甲府市千塚1丁目2-16	055-253-8937	1					1	2	
10		10	池田小学校	400-0067	甲府市長松寺町7-1	055-222-8271	1	1		1		1	4	
11		11	北新小学校	400-0005	甲府市北新1丁目5-1	055-252-3260	1		1			1	3	
12		12	千代田小学校	400-0082	甲府市下帯那町3034-2	055-251-8059	1						1	
13		13	甲運小学校	400-0811	甲府市川田町65-2	055-232-3953	1	1				1	3	
14		14	玉諸小学校	400-0814	甲府市上阿原町491	055-233-2447	1					1	2	
15		15	山城小学校	400-0845	甲府市上今井町474-2	055-241-2101	1					1	2	
16		16	山城小学校 (院内分校)	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1666			1				1	
17		17	大里小学校	400-0053	甲府市大里町3785-2	055-241-2605	1	1				1	3	
18		18	東小学校	400-0862	甲府市朝氣1丁目14-1	055-233-4468	1					1	2	
19		19	羽黒小学校	400-0071	甲府市羽黒町527	055-253-1941	1					1	2	
20		20	石田小学校	400-0041	甲府市上石田3丁目6-31	055-222-5414	1	1				1	3	
21		21	新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	1					1	2	
22		22	大国小学校	400-0045	甲府市後屋町150	055-241-0092	1	1				1	3	
23		23	舞鶴小学校	400-0031	甲府市丸の内2丁目35-5	055-228-0548	1					1	2	
24		24	中道南小学校	400-1507	甲府市下向山町4366	055-266-4016	1						1	
25		25	中道北小学校	400-1501	甲府市上嘗根町3206-2	055-266-3077	1						1	
26		26	善誘館小学校	400-0862	甲府市朝氣1丁目2-52	055-233-4809	1					1	2	
計							25	7	3	1	0	22	58	
27	南アルプス市	1	八田小学校	400-0205	南アルプス市野牛島222	055-285-0035	1					2	3	
28		2	白根源小学校	400-0226	南アルプス市有野490	055-285-1128	1					1	2	
29		3	白根飯野小学校	400-0222	南アルプス市飯野1972-1	055-283-1362	1		1			1	3	
30		4	白根東小学校	400-0213	南アルプス市西野2311	055-283-1361	1					1	2	
31		5	白根百田小学校	400-0214	南アルプス市百々2300	055-285-3766	1		1	1		1	4	
32		6	若草小学校	400-0337	南アルプス市寺部740	055-282-1527	1		1		1	2	5	
33		7	若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500	1	1				1	3	
34		8	小笠原小学校	400-0306	南アルプス市小笠原441	055-282-0116	1				1	1	3	
35		9	櫛形北小学校	400-0301	南アルプス市桃園813	055-282-2427	1				1	1	3	
36		10	櫛形西小学校	400-0317	南アルプス市上市之瀬727	055-282-0142	1					1	2	
37		11	豊小学校	400-0304	南アルプス市吉田787	055-283-5115	1					1	2	
38		12	落合小学校	400-0423	南アルプス市落合1092	055-282-1429	1					1	2	
39		13	大明小学校	400-0404	南アルプス市古市場181	055-282-3113	1	1				1	3	
40		14	南湖小学校	400-0411	南アルプス市西南湖3024-1	055-284-0140	1					1	2	
計							14	2	3	1	3	16	39	
41	甲斐市	1	竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380	1					1	2	
42		2	玉幡小学校	400-0117	甲斐市西八幡2560	055-276-2518	1					1	2	
43		3	竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	1	1			1	1	4	
44		4	竜王北小学校	400-0118	甲斐市竜王555	055-276-9171	1					1	2	
45		5	竜王西小学校	400-0116	甲斐市玉川75	055-279-0481	1					1	2	
46		6	竜王東小学校	400-0113	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	1				1	1	3	
47		7	敷島小学校	400-0123	甲斐市島上条212	055-277-2026	1					1	2	
48		8	敷島北小学校	400-0122	甲斐市境57	055-277-5711	1					1	2	
49		9	敷島南小学校	400-0126	甲斐市大下条175	055-277-4749	1				1	1	3	
50		10	双葉東小学校	400-0103	甲斐市大垓2780	0551-28-2014	1	1	1		1	1	5	
51		11	双葉西小学校	400-0107	甲斐市志田146	0551-28-2016	1		1	1		1	4	
計							11	2	2	1	4	11	31	
52	中央市	1	三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711	1					1	2	
53		2	玉穂南小学校	409-3821	中央市下河東2020	055-274-1122	1					1	2	
54		3	玉穂南小学校 (下河東分校)	409-3821	中央市下河東1110	055-274-1244			1				1	
55		4	田富小学校	409-3841	中央市布施2122	055-273-2117	1					1	2	
56		5	田富北小学校	409-3844	中央市臼井阿原1740-3	055-273-1760	1					1	2	
57		6	田富南小学校	409-3843	中央市西花輪1250	055-273-9111	1					1	2	
58		7	豊富小学校	400-1513	中央市大鳥居3800-1	055-269-2012	1					1	2	
計							6	0	1	0	0	6	13	
59	昭和町	1	押原小学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越885	055-275-2053	1					1	2	
60		2	西条小学校	409-3866	中巨摩郡昭和町西条2222	055-275-6100	1		1			1	3	
61		3	常永小学校	409-3851	中巨摩郡昭和町河西15	055-268-1111	1					1	2	
計							3	0	1	0	0	3	7	

No.	市町村別	市町村別	学校名	〒	住所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
62	韭崎市	1	韭崎小学校	407-0024	韭崎市本町2丁目2-41	0551-22-2145	1	1	1		1	1	5
63		2	穂坂小学校	407-0175	韭崎市穂坂町宮久保6121	0551-22-0654	1						1
64		3	韭崎北東小学校	407-0001	韭崎市藤井町駒井1912	0551-22-0235	1		1			1	3
65		4	韭崎北西小学校	407-0055	韭崎市清哲町青木193-1	0551-22-0692	1					1	2
66		5	甘利小学校	407-0036	韭崎市大草町上条東割821-1	0551-22-0483	1					1	2
						計	5	1	2	0	1	4	13
67	北杜市	1	明野小学校	408-0204	北杜市明野町上手8418	0551-25-2101	1					2	3
68		2	須玉小学校	408-0112	北杜市須玉町若神子200-2	0551-42-2310	1					1	2
69		3	高根東小学校	408-0002	北杜市高根町村山北割1035	0551-47-2014	1					1	2
70		4	高根西小学校	408-0018	北杜市高根町村山西割1696	0551-47-2025	1					1	2
71		5	高根清里小学校	407-0301	北杜市高根町清里3545	0551-48-2515	1					1	2
72		6	長坂小学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1603-1	0551-32-2308	2					2	4
73		7	泉小学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2870	0551-38-2025	1					1	2
74		8	小淵沢小学校	408-0044	北杜市小淵沢町7741	0551-36-2055	1					1	2
75		9	白州小学校	408-0315	北杜市白州町白須225	0551-35-2733	1					1	2
76		10	武川小学校	408-0302	北杜市武川町牧原944	0551-26-2110						1	2
						計	10	0	0	0	1	12	23
77	山梨市	1	加納岩小学校	405-0017	山梨市下神内川123-2	0553-22-0163	1					2	3
78		2	日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	1					1	2
79		3	後屋敷小学校	405-0011	山梨市三ヶ所877	0553-22-0079	1					1	2
80		4	日川小学校	405-0024	山梨市歌田140-1	0553-22-0742	1					1	2
81		5	山梨小学校	405-0033	山梨市落合1-7	0553-22-2016	1		1			1	3
82		6	八幡小学校	405-0041	山梨市北1900-1	0553-22-0117	1					1	2
83		7	岩手小学校	405-0002	山梨市東1737-1	0553-22-1009	1				1	1	3
84		8	笛川小学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1200	0553-35-2015	1					1	3
						計	8	0	1	0	2	9	20
85	甲州市	1	塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曾1017	0553-33-2151	1				1	1	3
86		2	塩山北小学校	404-0041	甲州市塩山千野3421	0553-33-2152	1					1	2
87		3	奥野田小学校	404-0036	甲州市塩山熊野906	0553-33-2147	1					1	2
88		4	神金小学校	404-0022	甲州市塩山上萩原1518-4	0553-33-2752	1					1	2
89		5	玉宮小学校	404-0051	甲州市塩山竹森3015	0553-33-2383	1	1				1	3
90		6	松里小学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1378	0553-33-3006		1				1	2
91		7	井尻小学校	404-0046	甲州市塩山上井尻675	0553-33-2509	1					1	2
92		8	勝沼小学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼3099	0553-44-0272	1					1	2
93		9	祝小学校	409-1313	甲州市勝沼町下岩崎960	0553-44-0179	1						1
94		10	東雲小学校	409-1304	甲州市勝沼町休息1560-1	0553-44-0077	1					1	2
95		11	大和小学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1679-5	0553-48-2300	1						1
						計	10	2	0	0	1	9	22
96	笛吹市	1	石和南小学校	406-0031	笛吹市石和町市部720	055-262-2809	1					1	2
97		2	石和東小学校	406-0026	笛吹市石和町中川478	055-262-2056					1	2	3
98		3	石和北小学校	406-0021	笛吹市石和町松本1442-20	055-263-2838	1					1	2
99		4	富士見小学校	406-0042	笛吹市石和町今井10	055-262-3340	1					1	2
100		5	石和西小学校	406-0034	笛吹市石和町唐柏360	055-261-2711	1					1	2
101		6	御坂西小学校	406-0804	笛吹市御坂町夏目原592-1	055-262-3042	1	1				2	4
102		7	御坂東小学校	406-0813	笛吹市御坂町上黒駒1692	055-264-2014	1						1
103		8	一宮西小学校	405-0075	笛吹市一宮町東原330-2	0553-47-0008	1	1				2	4
104		9	一宮南小学校	405-0067	笛吹市一宮町土塚655-2	0553-47-0046	1	1				1	3
105		10	一宮北小学校	405-0053	笛吹市一宮町中尾933	0553-47-0074						1	1
106		11	八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	1	1				1	3
107		12	境川小学校	406-0851	笛吹市境川町小黒坂1941	055-266-2006	1		1			1	3
108		13	春日居小学校	406-0003	笛吹市春日居町桑戸664	0553-26-2164	1					2	3
						計	11	4	1	0	1	16	33
109	市川三郷町	1	上野小学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野4916	055-272-0102						1	1
110		2	市川小学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5744	055-272-2100	1					1	2
111		3	市川南小学校	409-3603	西八代郡市川三郷町黒沢1420	055-272-1508	1						1
112		4	六郷小学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2917	0556-32-2004	1						1
						計	3	0	0	0	0	2	5
113	富士川町	1	増穂小学校	400-0502	南巨摩郡富士川町最勝寺320	0556-22-2137	1				1	2	4
114		2	鱒沢小学校	400-0601	南巨摩郡富士川町鱒沢1172	0556-22-0055	1				1		2
						計	2	0	0	0	2	2	6
115	身延町	1	身延清稜小学校	409-3301	南巨摩郡身延町西嶋1228	0556-42-2520	1						1
116		2	下山小学校	409-2522	南巨摩郡身延町下山10000-1	0556-62-5107	1					1	2
117		3	身延小学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平897	0556-62-0066	1					1	2
						計	3	0	0	0	0	2	5
118	南部町	1	睦合小学校	409-2215	南巨摩郡南部町南部4376	0556-64-2043	1		1			1	3
119		2	栄小学校	409-2305	南巨摩郡南部町内船8766	0556-64-2052						1	1
120		3	富河小学校	409-2102	南巨摩郡南部町福土2700-19	0556-66-2008						1	1
						計	1	0	1	0	0	3	5

No.	市町村別	市町村別	学校名	〒	住所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
121	富士吉田市	1	下吉田第一小学校	403-0004	富士吉田市下吉田5222	0555-22-0220						1	1
122		2	下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-22-0093	1	1				1	3
126		3	下吉田東小学校	403-0004	富士吉田市下吉田9丁目21-1	0555-23-7831	1					1	2
127		4	明見小学校	403-0002	富士吉田市小明見1丁目4-6	0555-22-0425	1					1	2
128		5	吉田小学校	403-0005	富士吉田市上吉田5丁目1-1	0555-22-0266	1					1	2
129		6	吉田小学校 (院内分校)	403-0005	富士吉田市上吉田6530	0555-20-1361			1				1
130		7	吉田西小学校	403-0017	富士吉田市新西原3丁目7-1	0555-24-0305	1		1			1	3
131		8	富士小学校	403-0001	富士吉田市上暮地1丁目22-1	0555-22-3544						1	1
計							5	1	2	0	0	7	15
132	都留市	1	谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	1					1	2
133		2	谷村第二小学校	402-0025	都留市法能923	0554-43-2335						1	1
134		3	都留文科大学附属小学校	402-0023	都留市大野396	0554-43-2336						1	1
135		4	東桂小学校	402-0034	都留市桂町796-1	0554-43-2466	1					1	2
136		5	禾生第一小学校	402-0004	都留市古川渡553	0554-43-2734						1	1
137		6	禾生第二小学校	402-0006	都留市小形山753	0554-43-8005						1	1
計							2	0	0	0	0	6	8
138	道志村	1	道志小学校	402-0208	南都留郡道志村5596	0554-52-2013	1	1				1	3
計							1	1	0	0	0	1	3
139	西桂町	1	西桂小学校	403-0022	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	1				1	1	3
計							1	0	0	0	1	1	3
140	忍野村	1	忍野小学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1516	0555-84-2024	1			1		1	3
計							1	0	0	1	0	1	3
141	山中湖村	1	山中小学校	401-0501	南都留郡山中湖村山中705	0555-62-0079	1					1	2
142		2	東小学校	401-0502	南都留郡山中湖村平野2435	0555-65-8152					1		1
計							1	0	0	0	1	1	3
143	鳴沢村	1	鳴沢小学校	401-0320	南都留郡鳴沢村1585	0555-85-2015						1	1
計							0	0	0	0	0	1	1
144	富士河口湖町	1	船津小学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津3737	0555-72-0052	1					1	2
145		2	小立小学校	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2446	0555-72-1512						1	1
146		3	大石小学校	401-0305	南都留郡富士河口湖町大石1425	0555-76-7714	1	1				1	3
147		4	河口小学校	401-0305	南都留郡富士河口湖町河口1560	0555-76-7334	1					1	2
148		5	勝山小学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2027	1	1				1	3
149		6	西浜小学校	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜2427	0555-82-2144						1	1
計							4	2	0	0	0	6	12
150	大月市	1	初狩小学校	401-0021	大月市初狩町下初狩1144	0554-25-6303	1					1	2
151		2	大月東小学校	401-0013	大月市大月2丁目7-43	0554-22-1102	1			1		1	3
152		3	七保小学校	409-0623	大月市七保町葛野2345	0554-22-4800	1					1	2
153		4	猿橋小学校	409-0613	大月市猿橋町伊良原48	0554-22-0513	2	1				1	4
154		5	鳥沢小学校	409-0502	大月市富浜町鳥沢1979	0554-26-5015	1						1
計							6	1	0	1	0	4	12
155	上野原市	1	上野原西小学校	409-0126	上野原市こめしおつ2丁目13-1	0554-66-3922	2					1	3
156		2	上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	1		1			2	4
157		3	秋山小学校	401-0201	上野原市秋山8674	0554-56-2343						1	1
計							3	0	1	0	0	4	8
158	小菅村	1	小菅小学校	409-0211	北都留郡小菅村4617-2	0418-87-0233	1					1	2
計							1	0	0	0	0	1	2
合計							137	23	18	5	17	150	350

平成30年度 中学校 特別支援学級設置校及び設置学級数 (H30.5.1現在)

No.	市町村別	市町村別	学校名	〒	住所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
1	甲府市	1	東中学校	400-0807	甲府市東光寺2丁目8-1	055-233-1379	1	1				1	3
2		2	西中学校	400-0035	甲府市飯田5丁目13-1	055-222-1378	1					1	2
3		3	南中学校	400-0864	甲府市湯田2丁目21-24	055-233-1368	2					1	3
4		4	北中学校	400-0072	甲府市大和町4-35	055-252-4804	1					1	2
5		5	南西中学校	400-0041	甲府市上石田4丁目10-8	055-224-3396	1					1	2
6		6	北東中学校	400-0015	甲府市大手2丁目4-18	055-253-1388	1					1	2
7		7	北西中学校	400-0075	甲府市山宮町538	055-251-7011	1					1	2
8		8	富竹中学校	400-0049	甲府市富竹4丁目5-8	055-228-0251	1					1	2
9		9	城南中学校	400-0053	甲府市大里町2590-1	055-241-5766	1					1	2
10		10	城南中学校 (院内分校)	400-0832	甲府市増坪町366	055-244-1666				1			1
11		11	上条中学校	400-0051	甲府市古上条町95	055-243-3213	1					1	2
12		12	笹南中学校	400-1508	甲府市下菅根町270	055-266-3061						1	1
13		13	笹南中学校 (桜木分校)	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4314	1					1	2
計							12	1	1	0	0	12	26
14	南アルプス市	1	八田中学校	400-0204	南アルプス市榎原620	055-285-5252	1					1	2
15		2	白根巨摩中学校	400-0222	南アルプス市飯野2860-2	055-282-2051	1					1	2
16		3	白根御勅使中学校	400-0214	南アルプス市百々1990-1	055-285-0330	1				1	1	3
17		4	若草中学校	400-0335	南アルプス市加賀美2943	055-282-0211	1					1	2
18		5	櫛形中学校	400-0306	南アルプス市小笠原985	055-282-0056	1					2	3
19		6	甲西中学校	400-0404	南アルプス市古市場150	055-282-1052	1					2	3
計							6	0	0	0	1	8	15

No.	市町村別	市町村別	学校名	〒	住所	電話番号	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	自・情	合計
20	甲斐市	1	竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	1	1				1	3
21		2	玉幡中学校	400-0117	甲斐市西八幡3190	055-279-0281	1					1	2
22		3	竜王北中学校	400-0118	甲斐市竜王420	055-279-7200						1	1
23		4	敷島中学校	400-0123	甲斐市島上条1263	055-277-3151	1					1	2
24		5	双葉中学校	400-0106	甲斐市岩森1337	0551-28-2019	1					1	2
計							4	1	0	0	0	5	10
25	中央市	1	玉穂中学校	409-3821	中央市下河東180	055-273-8211	1					1	2
26		2	玉穂中学校(下河東分校)	409-3821	中央市下河東1110	055-274-1244			1				1
27		3	田富中学校	409-3841	中央市布施2493	055-230-7080	1					2	3
計							2	0	1	0	0	3	6
28	昭和町	1	押原中学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越542-1	055-275-2040	1			1		1	3
計							1	0	0	1	0	1	3
29	韮崎市	1	韮崎西中学校	407-0043	韮崎市神山町鍋山1-1	0551-22-1431	1					1	2
30		2	韮崎東中学校	407-0004	韮崎市藤井町南下条371	0551-22-2635	1					1	2
計							2	0	0	0	0	2	4
31	北杜市	1	明野中学校	408-0204	北杜市明野町上手8342	0551-25-2426						1	1
32		2	須玉中学校	408-0104	北杜市須玉町小倉200	0551-42-2021	1						1
33		3	高根中学校	408-0019	北杜市高根町村山東割98	0551-47-2026	1						1
34		4	長坂中学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1608	0551-32-2242	1					1	2
35		5	泉中学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2087	0551-38-2012	1						1
36		6	小淵沢中学校	408-0044	北杜市小淵沢町732	0551-36-2160	1					1	2
37		7	白州中学校	408-0315	北杜市白州町白須1920	0551-35-2534						1	1
計							5	0	0	0	0	4	9
38	山梨市	1	山梨南中学校	405-0015	山梨市下石森376	0553-22-0173	1					1	2
39		2	山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	2					2	4
40		3	笛川中学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1100	0553-35-2204	1					1	2
計							4	0	0	0	0	4	8
41	甲州市	1	塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於曾1039-1	0553-33-2143	1				1	1	3
42		2	塩山北中学校	404-0031	甲州市塩山上栗生野133	0553-33-2737	1					1	2
43		3	松里中学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1番地	0553-33-3332	1					1	2
44		4	勝沼中学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼761-1	0553-44-0152						1	1
45		5	大和中学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1643	0553-48-2022	1						1
計							4	0	0	0	1	4	9
46	笛吹市	1	石和中学校	406-0033	笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	1	1				1	3
47		2	御坂中学校	406-0811	笛吹市御坂町下野原1257	055-262-3003	1					1	2
48		3	一宮中学校	405-0073	笛吹市一宮町末木801	0553-47-0044	1	1				2	4
49		4	浅川中学校	406-0834	笛吹市八代町岡1111	055-265-2449	1					1	2
50		5	春日居中学校	406-0015	笛吹市春日居町鎮目613-2	0553-26-2024	1					1	2
計							5	2	0	0	0	6	13
51	市川三郷町	1	三珠中学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野2697	055-272-0666	1					1	2
52		2	市川中学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5064-1	055-272-2400	1					1	2
53		3	六郷中学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2927	0556-32-2042	1						1
計							3	0	0	0	0	2	5
54	富士川町	1	増穂中学校	400-0503	南巨摩郡富士川町天神中条991-1	0556-22-2195	1					1	2
55		2	鵜沢中学校	400-0601	南巨摩郡富士川町鵜沢1187-2	0556-22-0076					1	1	2
計							1	0	0	0	1	2	4
56	身延町	1	身延中学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平1000	0556-62-0106	1					1	2
計							1	0	0	0	0	1	2
57	南部町	1	南部中学校	409-2212	南巨摩郡南部町南部8746	0556-64-2119	1					1	2
計							1	0	0	0	0	1	2
58	富士吉田市	1	下吉田中学校	403-0004	富士吉田市下吉田886	0555-22-0468	1	1	1			1	4
59		2	明見中学校	403-0002	富士吉田市小明見1丁目4-14	0555-22-0184	1	1				1	3
59		3	吉田中学校	403-0005	富士吉田市上吉田1丁目3-6	0555-22-0586	1					1	2
60		4	富士見台中学校	403-0001	富士吉田市上暮地1丁目6-1	0555-24-0018	1		1				2
計							4	2	2	0	0	3	11
61	都留市	1	都留第一中学校	402-0023	都留市大野52-5	0554-43-4111	1		1			1	3
62		2	都留第二中学校	402-0005	都留市四日市場750	0554-43-4395	1					1	2
63		3	東桂中学校	402-0034	都留市桂町840	0554-43-2421	1					1	2
計							3	0	1	0	0	3	7
64	道志村	1	道志中学校	402-0210	南都留郡道志村7568	0554-52-2036						1	1
計							0	0	0	0	0	1	1
65	西桂町	1	西桂中学校	403-0021	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	1						1
計							1	0	0	0	0	0	1
66	忍野村	1	忍野中学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1666-36	0555-84-2023	1					1	2
計							1	0	0	0	0	1	2
67	富士河口湖町	1	河口湖北中学校	401-0304	南都留郡富士河口湖町河口3210	0555-76-7324	1						1
68		2	勝山中学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2339	1				1	1	3
計							2	0	0	0	1	1	4
69	湖南中組合	1	河口湖南中学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1164	0555-72-1142	1			1		1	3
計							1	0	0	1	0	1	3
70	大月市	1	大月東中学校	401-0013	大月市大月2丁目15-11	0554-22-2241	1		1			1	3
71		2	猿橋中学校	409-0614	大月市猿橋町猿橋567	0554-22-0502	1					1	2
計							2	0	1	0	0	2	5
72	上野原市	1	上野原西中学校	409-0121	上野原市四方津215	0554-62-3103	1					1	2
73		2	上野原中学校	409-0112	上野原市上野原9191	0554-62-3101	1	1				1	3
74		3	秋山中学校	401-0201	上野原市秋山6770	0554-56-2133	1						1
計							3	1	0	0	0	2	6
75	小菅村	1	小菅中学校	409-0211	北都留郡小菅村4590	0428-87-0234						1	1
計							0	0	0	0	0	1	1
合計							68	7	6	2	4	70	157

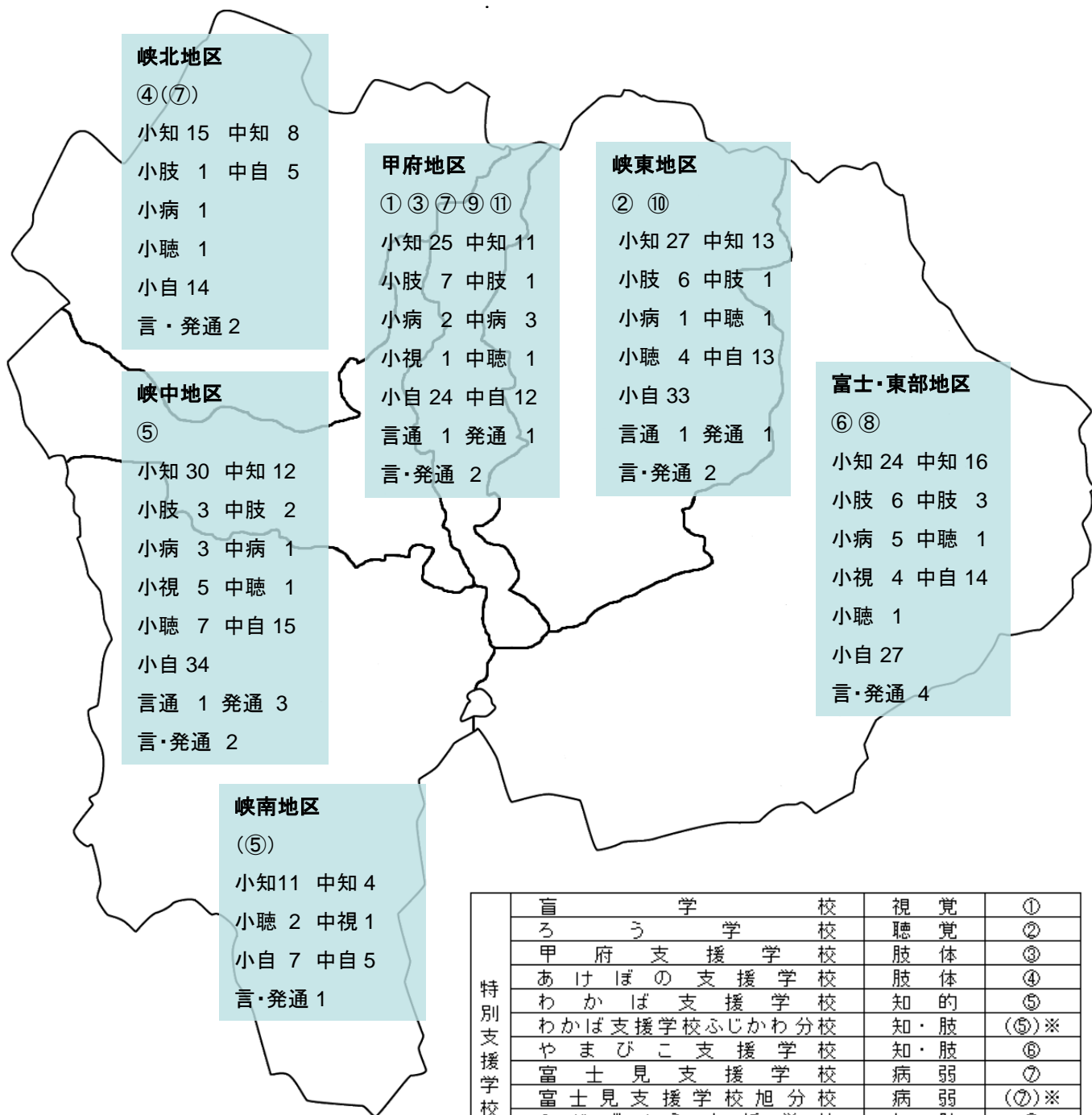
通級による指導（通級指導教室）

No.	市町村別	学 校 名	〒	住 所	電話番号	種 別		
						言語障害	LD・ADHD・ 自閉症	情緒障害
1	甲府市	新紺屋小学校	400-0016	甲府市武田1丁目3-34	055-252-2579	○	○	○
2		伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	○	○	○
3		新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	○	○	○
4		善誘館小学校	400-0862	甲府市朝氣1丁目2-52	055-233-4809	○	○	○
5	南アルプス市	若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500		○	○
6	甲斐市	竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380		○	○
7		竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	○		
8		竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	○	○	○
9	中央市	三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711		○	○
10		玉穂中学校	409-3821	中央市下河東180	055-273-8211	○	○	○
11	韮崎市	韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2丁目2-41	0551-22-2145	○	○	○
12	北杜市	長坂小学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1603-1	0551-32-2308	○	○	○
13	山梨市	日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	○	○	○
14	甲州市	塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於菅1017	0553-33-2151	○	○	○
15		塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於菅1039-1	0553-33-2143		○	○
16	笛吹市	八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	○		
17	富士川町	鯉沢小学校	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢1172	0556-22-0055	○	○	○
18	富士吉田市	下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-23-0093	○	○	○
19	都留市	谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	○	○	○
20	大月市	大月東小学校	401-0013	大月市大月2丁目7-43	0554-22-1102	○	○	○
21	上野原市	上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	○	○	○

※住所及び電話番号については、学校代表のものを掲載。

※特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室設置校分布図

平成30年5月1日現在



峡北地区
④(⑦)
小知 15 中知 8
小肢 1 中自 5
小病 1
小聴 1
小自 14
言・発通 2

甲府地区
①③⑦⑨⑪
小知 25 中知 11
小肢 7 中肢 1
小病 2 中病 3
小視 1 中聴 1
小自 24 中自 12
言通 1 発通 1
言・発通 2

峡東地区
② ⑩
小知 27 中知 13
小肢 6 中肢 1
小病 1 中聴 1
小聴 4 中自 13
小自 33
言通 1 発通 1
言・発通 2

富士・東部地区
⑥⑧
小知 24 中知 16
小肢 6 中肢 3
小病 5 中聴 1
小視 4 中自 14
小聴 1
小自 27
言・発通 4

峡中地区
⑤
小知 30 中知 12
小肢 3 中肢 2
小病 3 中病 1
小視 5 中聴 1
小聴 7 中自 15
小自 34
言通 1 発通 3
言・発通 2

峡南地区
(⑤)
小知11 中知 4
小聴 2 中視 1
小自 7 中自 5
言・発通 1

特別支援学校	盲 学 校	視 覚	①
	ろ う 学 校	聴 覚	②
	甲 府 支 援 学 校	肢 体	③
	あ け ぼ の 支 援 学 校	肢 体	④
	わ か ば 支 援 学 校	知 的	⑤
	わ か ば 支 援 学 校 ふ じ か わ 分 校	知・肢	(⑤)※
	や ま び こ 支 援 学 校	知・肢	⑥
	富 士 見 支 援 学 校	病 弱	⑦
	富 士 見 支 援 学 校 旭 分 校	病 弱	(⑦)※
	ふ じ ぎ く ら 支 援 学 校	知・肢	⑧
	か え で 支 援 学 校	知 的	⑨
高 等 支 援 学 校 桃 花 台 学 園	知 的	⑩	
山 梨 大 学 附 属 特 別 支 援 学 校	知 的	⑪	

※()は分校、分教室

特別支援学級	小知、中知	知的障害特別支援学級
	小病、中病	病弱・身体虚弱特別支援学級
	小自、中自	自閉症・情緒障害特別支援学級
	小肢、中肢	肢体不自由特別支援学級
	小聴、中聴	難聴特別支援学級
	小視、中視	弱視特別支援学級
通級指導教室	言 通	言語障害通級指導教室
	発 通	発達障害・情緒障害通級指導教室
	言・発通	言語障害・発達障害・通級指導教室

IV 交流及び共同学習

本県では、学校間における交流及び共同学習（学校間交流）、地域における交流活動（地域交流）、居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）に関する年間計画と報告書に基づき、交流及び共同学習担当者会議、山梨県交流及び共同学習研究協議会を開催し、実践の評価等を行っている。

1 学校間における交流及び共同学習（学校間交流）

(1) 経緯と現状

- ① 特別支援学校の幼稚部の幼児、小中学部・高等部の児童生徒が、小学校・中学校・高等学校の児童生徒と交流し、相互理解を深め、好ましい人間関係や豊かな社会性を養うことの必要性が昭和54年度に特殊教育諸学校学習指導要領で示された。

この趣旨に基づいて、文部省（現・文部科学省）は昭和54年度から各県小・中学校各1校を「心身障害児理解推進校」に指定した。なお、この事業は平成8年度をもって終了した。

本県では、次の学校が指定された。

- ・昭和54・55年度 八田村立八田小学校・春日居町立坂下中学校
- ・昭和56・57年度 甲府市立池田小学校・大月市立猿橋小学校
- ・昭和58・59年度 白根町立白根源小学校・敷島町立敷島中学校
- ・昭和60・61年度 大月市立下和田小学校・韮崎市立韮崎西中学校
- ・昭和62・63年度 山梨市立加納岩小学校・甲府市立甲府北中学校
- ・平成元年・2年度 韮崎市立甘利小学校・櫛形町立櫛形中学校
- ・平成3年・4年度 大月市立宮谷小学校・山梨市立南中学校
- ・平成5年・6年度 甲府市立池田小学校・白根町立白根巨摩中学校
- ・平成7年・8年度 山梨市立山梨小学校・明野村立明野中学校

- ② これまで「交流教育」といわれてきたが、平成16年に改正された「障害者基本法」の中で「交流及び共同学習」との名称が使われ、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、平成21年3月に告示された特別支援学校学習指導要領では「交流及び共同学習」との表現が使用されるようになった。

(2) 平成30年度学校間交流提携校

学校名	幼稚園・保育所	小学校	中学校	高等学校・特別支援学校
盲 学 校	甲府西幼稚園	池田小学校	甲府西中学校	甲府城西高校 甲府西高校
ろ う 学 校	加納岩保育園	山梨小学校	春日居中学校	山梨高校 身延山高校
甲 府 支 援 学 校		池田小学校 新田小学校	敷島中学校	甲府城西高校
あ け ぼ の 支 援 学 校		甘利小学校 増穂南小学校	韮崎西中学校 武川中学校	甲府商業高校 日本航空高校 韮崎工業高校
わ か ば 支 援 学 校		白根源小学校	櫛形中学校 白根御勅使中学校 早川中学校	農林高校 山梨英和高校 白根高校
わ か ば 支 援 学 校 ふ じ か わ 分 校		鰻沢小学校	鰻沢中学校	
や ま び こ 支 援 学 校		猿橋小学校	猿橋中学校	上野原高校 都留高校
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校		鳴沢小学校	河口湖北中学校	富士北稜高校
か え で 支 援 学 校		里垣小学校	甲府東中学校	甲府東高校 甲斐清和高校
高 等 支 援 学 校 桃 花 台 学 園		石和東小学校		笛吹高校
山梨大学教育学部附属 特 別 支 援 学 校		梨大附属小学校	梨大附属中学校 甲府北東中学校	日本航空高校

2 地域における交流活動（地域交流）

（1）文部科学省による委嘱事業の経緯

特別支援学校の児童生徒と地域社会の人々との交流を進め、障害児教育に対する地域社会の理解を深めることを目的として、文部省（現文部科学省）は昭和62年度を初年度に、「心身障害児交流活動地域推進研究校」を全国で特殊教育諸学校（現特別支援学校）10校を指定し、この事業を開始した。本県では、昭和62・63年度に山梨県立やまびこ養護学校（現県立やまびこ支援学校）、平成元年・2年度に山梨県立ろう学校が指定を受けた。

なお、この事業は平成8年度をもって終了し、文部省（現文部科学省）では、平成9年度から「交流教育地域推進事業」として、地域社会との多様な交流活動を展開することにより、障害のある児童生徒に対する理解をより一層図る新たな事業を開始した。

（2）本県事業における経緯と現状

平成元年度より、県の新規事業として「山梨県心身障害児交流活動地域推進事業」（平成9年度から「交流教育地域推進事業」、平成21年度から「交流及び共同学習推進事業」と改称）が発足した。

この事業は、前項の文部省（現・文部科学省）事業の発展として企画され、各特別支援学校（富士見支援学校を除く）は協議会を設置し、地域交流の推進を図っている。

（3）平成30年度地域交流提携団体等

学校名	地域交流提携先	
盲 学 校	池田地区自治会連合会 池田地区社会福祉協議会 池田地区老人クラブ	池田地区ボランティア推進会 池田地区文化協会 盲人福祉センター・青い鳥成人寮
ろ う 学 校	大野地区 養護老人ホーム「清風園」 手話サークル「ふえふき」 JAフルーツ山梨 加納岩支所	社会福祉法人「山梨クリナース」 山梨授産園 山梨陶磁会
甲 府 支 援 学 校	池田地区老人クラブ連合会 池田地区老人クラブ連合会女性部	池田おやなぎ連
あ け ぼ の 支 援 学 校	旭町上條南割地区自治会 旭町上條南割地区老人会	
わ か ば 支 援 学 校	白根源小学校PTA 南アルプス市有野区	白根高校奉仕部 菊乃扇の会 南アルプス市社会福祉協議会所属ボランティア団体
わ か ば 支 援 学 校 ふ じ か わ 分 校	鯉沢奉仕活動の会 下部地区民生委員	中部地区活性化プロジェクト
や ま び こ 支 援 学 校	宮谷老人クラブ 下和田老健クラブ 桂川グリーンカジカ	デイケアサービスセンター「やまゆり」 大月商店街協同組合 桂台地域の方々
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校	童謡と唱歌の会 フラッグス若返り教室 このはなさくや	社会福祉法人「はまなし寮」 富士ふれあいセンター
か え で 支 援 学 校	里垣地区食生活改善推進委員会 東和会自治会婦人部 中澤ぶどう園・松永ぶどう園 ことぶき勸学院甲府学園	里垣地区各自治会・社会福祉協議会 カイロセラピーもも 大正琴サークル ヴァンフォーレ甲府
高 等 支 援 学 校 桃 花 台 学 園	石和町中川地区	
山梨大学教育学部附属 特 別 支 援 学 校	新紺屋地区老人クラブ連合会 養護老人ホーム和告寮	特別養護老人ホーム和久園

3 居住地の学校等における交流及び共同学習（居住地校交流）

居住地校交流とは特別支援学校在籍の幼児児童生徒が居住している地域の学校等と計画的に行う交流及び共同学習である。本県では、居住地校交流の実施にあたっては各特別支援学校が実施要項を作成し、当該学校間で綿密に連携を計画的に実施している。

V 就学支援

1 就学相談

(1) はじめに

障害のある児童生徒等が就学する教育の場は、小学校・中学校の特別支援学級や視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱のある者を対象とする特別支援学校がある。また、障害の程度が軽度であれば小・中学校の通常の学級への就学も可能である。このうち、いずれに就学するかについては、一人一人の子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、最も適した就学先を決定することが大切である。

市町村教育委員会は、適切に就学先決定を行うため、保健、福祉等の関係部局と連携しながら、障害のある児童生徒等及びその保護者に対して、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うとともに、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって保護者及び専門家からの意見聴取をし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重する必要がある。

また、市町村教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であり、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解を図ることが必要である。

県教育委員会では、市町村教育委員会で行われる相談へのアドバイスや、担当者に対する研修会を開催する等、相談支援体制充実のために支援を行っている。

(2) 市町村教育委員会における就学相談の基本方針

- ① 一人一人の子どもの障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案し、適切な就学先決定等の判断を行う。
- ② 就学相談に際しては、障害のある子どもの立場に立ってきめ細かい相談をするとともに、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行い、就学先の決定に際しては保護者との合意形成を図るよう配慮する。
- ③ 保護者から就学に関する相談の希望がある場合は、適切な就学相談が受けられるよう配慮し、特別支援学校の教育相談や体験学習及び総合教育センター相談支援部特別支援教育担当による教育相談を適切に活用する。

(3) 就学相談の基本事項

① 障害の状況の把握

障害のある児童生徒等の就学について検討するためには、障害の種類や程度を知ることだけでなく、発達や障害の状況、教育上必要な支援の内容、家庭環境や地域の実情を的確に把握し、その子どもにとって、どのような教育を受けることが最も適切であるかという観点から検討をすることが重要となる。したがって、障害名や知的発達の水準のみにとらわれることなく、子どもの立場から、真にどのようなことが必要とされているのかという視点から理解を深めるよう努める必要がある。

② 適切な資料の収集

障害の状態に応じた適切な教育措置を行うために必要な資料を収集する。資料としては、保護者の提出する就学相談票、担任教員、相談担当者による観察記録、各種検査や医学的診断等がある。

(4) 保護者との面談に当たっての配慮事項

保護者面談は、来談者と面談者が、互いの意見や情報を交換し、その共通点と相違点を明らかにして、後の就学先決定等の判断を適切に行うための資料を得ようとするものである。そのため、面談にあたっては、次の点について配慮する。

- ① 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること。
- ② 限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭において、相互の信頼関係を築くことに心がけること。

- ③ 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること。
- ④ 保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと。
- ⑤ 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること。
- ⑥ 面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと。

2 就学手続の流れ

関係法令等	特別支援学校	小・中学校	時期
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日通知)	就学に関する手続き等についての情報の提供 【市町村教育委員会】		早期から
学校教育法施行令第2条 同法施行規則第31条	学齢簿の作成 【市町村教育委員会】		10月1日
学校保健安全法第11条 同法施行令第1条	就学児の健康診断 【市町村教育委員会】		10月31日 (5月前)
学校教育法施行令第11条	都道府県教委へ認定特別支援学校就学者の通知 【市町村教育委員会】		11月30日 (4月前)
学校教育法施行令第5条第1項 第14条第1項	保護者へ入学期日等の通知 【都道府県教育委員会】	保護者へ入学期日等の通知 【市町村教育委員会】	12月31日 (3月前)
			1月31日 (2月前)

3 地区教育支援（就学指導）委員会構成

地 区	設 置 場 所	委員構成（数字は人数）						
		医師等	教員	学識 経験者	児童福 祉施設 職員等	県市町 村職員	その他	計
東 山 梨	甲 州 市 教 育 委 員 会	2	5	6				13
笛 吹 市	笛 吹 市 教 育 委 員 会	3	5	3	1	1	10	23
市 川 三 郷 町	市 川 三 郷 町 教 育 委 員 会	1	3	4	1			9
南 巨 摩	富 士 川 町 教 育 委 員 会	1	5					6
峡 北	北 杜 市 教 育 委 員 会	3	16	1		9		29
南 都 留	都 留 市 教 育 委 員 会	2	5		1	2		10
北 都 留	上 野 原 市 教 育 委 員 会	1	5	6				12
中 巨 摩	南 アルプス 市 教 育 委 員 会	2	6	2	1	1		12
甲 府 市	甲 府 市 教 育 委 員 会	2	8	2	1	6	2	21

4 平成 29 年度就学支援児童生徒数について

(1) 平成 29 年度地区教育支援（就学指導）委員会助言依頼件数

東山梨 7 峡北 7 中巨摩 17 甲府市 29 笛吹市 12
南都留 11 南巨摩 5 市川三郷町 25 北都留 3 県外 0 合計 116

(2) 平成 29 年度山梨県教育支援委員会への助言依頼件数

0 件

(3) 特別支援学校へ新たに就学、転学した児童生徒数

平成 30 年度就学、転学 ※（ ）内は訪問教育で内数

盲学校 3 ろう学校 4 甲府支援学校 8(2)
あけぼの支援学校 5(1) わかば支援学校 14 // ふじかわ分校 6
やまびこ支援学校 5(0) ふじざくら支援学校 7(0) かえで支援学校 23

① 児童生徒数推移 ※（ ）内は訪問教育内数

学 校 区 分	26年	27年	28年	29年	30年
盲 学 校	1	3	1	2	3
ろ う 学 校	1	1	4	3	4
肢体不自由特別支援学校	16 (3)	13 (0)	14 (3)	13 (1)	13 (3)
知的障害特別支援学校	47	52	47	38	37
知肢併置特別支援学校	19 (0)	15 (0)	19 (1)	18 (0)	18 (0)

② 就学・転学前教育措置状況 ※（ ）内は訪問教育内数

区 分	26年	27年	28年	29年	30年
新学齢児	47 (3)	48 (0)	45 (4)	48 (1)	46 (3)
小学校在籍者	37 (0)	36 (0)	39 (0)	26 (0)	25 (0)
中学校在籍者	3 (0)	0	1 (0)	1 (0)	4 (0)
中学校卒業生	0	0	0	0	0
特別支援学校	0	0	0	2	0
就学猶予・免除者	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	84 (3)	84 (0)	85 (4)	77 (1)	75 (3)

(4) 特別支援学校から小・中学校へ就学・転学した児童生徒数

(ただし病弱特別支援学校及び施設入所者を除く)

就学・転学先	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	知的障害
小学校へ	0	0	0	0
中学校へ	0	0	0	0

VI 特別支援教育関係研修・講座、指導資料

1 教員研修に関する制度

実施月	制 度 名	派遣先	期 間	対象者
4月～3月	国内大学留学生制度	国内大学	1年	県公立学校教員として、本県において教職3年以上の者 で県が定める基準に該当する者
4月～3月	山梨大学教育学部大学院研修制度	山梨大学	2年	
4月～3月	県総合教育センター一般留学生派遣制度	県総合教育センター	1年	

2 特別支援学校教員免許取得に関する制度

実施月	制 度 名	会場	期 間	対象者
7月～8月	教育職員免許法認定講習 (特別支援学校教員免許状)	県 内	各講座 2日	小・中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員で特別支援学校教員免許状を取得しようとする者

3 教 員 研 修

(1) 県外研修関係

No	名 称	期 間	人 数	場 所 他
1	特別支援教育専門研修	2ヶ月	若干名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所
2	高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会	2日×3回		
3	特別支援学校寄宿舎指導実践協議会	1日～2日		
4	交流及び共同学習推進指導者研究協議会			
5	特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会			
6	特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会			

(2) 県総合教育センターにおける研修

月	研 修 会 名	回数	対象者
4～10	新特別支援学級担当研修会	6	小・中学校の新特別支援学級担任及び新通級による指導担当者
5～6	新特別支援教育コーディネーター研修会	2	小・中・高・特別支援学校の新特別支援教育コーディネーター
5	子供の実態把握のための基礎研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
6～7	子供の実態把握のための専門研修会	3	小・中・高・特別支援学校の教員
7	特別支援学校(学級)授業に役立つiPad活用研修	1	小・中・高・特別支援学校の教員
6	特別支援教育における臨床心理研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	子供の特性に配慮した授業づくり研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	子供の育ちを促す授業づくり研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	医療的ケアスキルアップ研修会	2	特別支援学校の教員 (県教委が主催する基本研修を修了した者)
8	特別支援教育におけるICT活用研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
4～2	特別支援学校コーディネーター等 相談支援資質向上研修会	12	特別支援学校特別支援教育コーディネーター 通級指導教室・市町村教育委員会担当者の希望者

(3) 県教育委員会が主催する研修

月	研 修 会 名	回数	対象者
4	特別支援学級教育課程説明会	1	小・中学校の教員
4・5	特別支援教育支援員地区研修会	県内5ヶ所 各1回	市町村教育委員会が配置する特別支援教育支援員
5	医療的ケア専門研修	1	医療的ケア実施校の養護教諭・学校看護師
7・10	幼稚園・保育所(園)・認定こども園における特別支援教育研修会	2	幼稚園、保育所(園)関係者、小・特の教員、市町村の教育・福祉・保健等の行政関係者
7・11	特別支援教育管理職研修会	2	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の管理職
8	医療的ケア基本研修	2	特別支援学校の教員
8	特別支援学校教育課程等説明会	1	特別支援学校の教員
8	寄宿舎指導員講習会	1	寄宿舎指導員
8	指導看護師養成講習会	1	学校看護師
11	通常の学級における特別支援教育研修会	1	通常の学級担任

4 指導資料一覧

○指導資料は、県教育委員会ホームページに掲載してあります。

【ホームページ掲載先アドレス】

<http://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/tokubetsushienkyouiku.html>

※インターネット上の検索エンジンで、それぞれの書名を入力すると検索できます。

○下記以外の資料については、県教育委員会高校改革・特別支援教育課特別支援教育担当までお問い合わせください。

表紙	発行年月日	資料名	内容	ページ数
	平成23年 3月	高等学校における特別支援教育 気になる生徒の支援ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校における特別支援教育の必要性 ・発達障害とは ・気になる生徒の実態把握のための観点シート 	A4版 16ページ
	平成24年 3月	特別支援学校高等部卒業生の社会自立に向けた 障害者就労サポートブック	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育について ・進路の学習 ・産業現場等における実習 Q&A 	A4版 8ページ
	平成25年 3月	全ての学校(園)で活用できる 特別な教育的支援を必要とする子どもたちのための 学校間連携ガイドブック	<ul style="list-style-type: none"> ・学校間連携の実際 ・保護者との共通理解の必要性 ・連携するための資料の作成・活用 ・個人情報の取り扱い 	A4版 14ページ
	平成28年 3月	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支 援を必要とする子どもたちのための 授業支援ガイドブック (改訂版)	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムとは？ ・新たな就学先決定の仕組み ・合理的配慮とは ・各学校における「合理的配慮」の例 	A4版 8ページ
	平成28年 3月	「個別の教育支援計画」作成と活用リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と一緒に作成しやすい様式 ・「合理的配慮」の記入欄 ・「本人に関係する機関」を一枚シートで把握 ・活用に重点化、作成や評価の手続きの簡略化 ・様式のデータ入力、更新などの方法を一部変更 	A4版 4ページ
	平成29年 3月	すべての子どもたちの学びをささえるために… 教職員のための 「通級による指導」ガイドブック 教職員のための 「通級による指導」ガイドDVD	<ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導Q&A ・保護者、利用児童生徒、在籍学級担任、 通級担当者の声 ・有識者のコメント 	A4版 8ページ
	平成30年 3月	すべての子どもたちの学びをささえるために… 教職員のための 「通級による指導」ガイドブック2 ～通級による指導と通常の学級との連携～	<ul style="list-style-type: none"> ・「通級による指導」「自立活動」等 ・「個別の指導計画」 ・通常の学級担任との連携 	A4版 8ページ
	平成30年 6月	子どもへの支援をつなげる・ひろげる 「サポートノート」と「就学支援シート」活用ガイドブック (改訂版)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと関係者をつなげる「サポートノート」 ・幼児期と学齢期をつなげる「就学支援シート」 ・幼児期から学齢期への移行支援 ・「サポートノート」「就学支援シート」活用術 	A4版 8ページ

Ⅶ 特別支援教育関係機関等

1 総合教育センター

相談支援部特別支援教育担当



総合教育センター

(1) 概要

- ① 所在地 〒406-0801 笛吹市御坂町成田 1456
TEL・FAX 055-263-4606 (直通)
E-mail soudanbu@kai.ed.jp
- ② 交通機関
- 車利用 国道 20 号線長塚立体交差点から
河口湖方面に直進 100m 山梨県立博物館北隣
- JR・バス利用 JR 中央線石和温泉駅 (最寄り駅) からバスで約 10 分
山梨交通 「山梨県立博物館」行き
富士急行 「鶯宿」「山梨県立博物館」行き いずれも「山梨県立博物館」で下車
JR 中央線・身延線 甲府駅からバスで約 30 分
山梨交通 駅南口「山梨県立博物館」行き
富士急行 駅南口「富士山駅」「下黒駒」行き いずれも「山梨県立博物館」で下車
- タクシー利用 JR 石和温泉駅からタクシーで約 10 分, JR 甲府駅からタクシーで約 30 分

(2) 運営方針

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を目指して、本人、保護者、学校及び市町村 (組合) 教育委員会に対して、来所相談、電話相談等を通して支援する。また、特別支援教育を推進・充実させるための研修・研究を行う。

(3) 目標

- ① 特別支援教育の推進・充実に向けた専門的研修を企画・実施し、教職員の資質向上を図る。
- ② 特別支援教育の充実のための研究を行い、その成果を学校に還元する。
- ③ 特別支援教育の推進・充実を図るため、来所相談、電話相談等を通して障害のある幼児児童生徒、保護者、学校及び市町村 (組合) 教育委員会への支援を行う。
- ④ 「適切な就学のための判定資料の提供」業務として、「教育相談における所見」を発行し、市町村 (組合) 教育委員会の就学支援を援助する。
- ⑤ インクルーシブ教育推進事業事務局として、本県におけるインクルーシブ教育システムの推進を図る。

(4) 業務内容

① 研修

ア 特別支援教育の推進・充実に向けた専門的研修を企画・実施する。

- ・基礎的研修から実践に直結した実効性のある研修
 - ・障害領域や教職経験等、ニーズに応じた研修
 - ・専門的な資質や指導力向上を図るための指導内容・方法等の研修
- <平成 30 年度開催研修>

- ・新特別支援教育担当者研修会
- ・医療的ケアスキルアップ研修会
- ・子供の実態把握のための基礎研修会
- ・子供の特性に配慮した授業づくり研修会
- ・特別支援教育における ICT 活用研修会
- ・新特別支援教育コーディネーター研修会
- ・特別支援教育における臨床心理研修会特
- ・子供の実態把握のための専門研修会
- ・子供の育ちを促す授業づくり研修会

イ 学校等からの要請に応じ、指導主事を校内研修、ケース会議等に派遣する。

② 研究

特別支援教育の充実のための研究を行う。

③ 相談

ア 障害のある幼児児童生徒、保護者及び教職員等に対して教育相談を行い、幼児児童生徒の調和的な発達を図る。

- ・来所相談 (平日 午前 9 時～午後 5 時 電話での予約制)
- ・電話相談 (平日 午前 9 時～午後 5 時 随時)
- ・訪問相談 (平日 午前 9 時～午後 5 時 派遣依頼文が必要)

④ 就学等支援

ア 特別支援学級入級や知的障害特別支援学校小中学部転入学のため、市町村 (組合) 教育委員会からの申請に基づき「教育相談における所見」を発行する。



教育相談風景

イ 知的障害特別支援学校高等部出願者の資格要件である「教育相談における所見」を発行する。

⑤ インクルーシブ教育推進事業

ア インクルーシブ教育相談支援チーム

- ・ 就学支援アドバイザーとして、市町村（組合）教育委員会からの要請により学校等を訪問し相談支援を行う。
- ・ 医療、心理、福祉、教育分野からなる専門家チーム会議を年5回開催する。
- ・ 特別支援学校コーディネーター、通級指導教室担当教員及び市町村（組合）教育委員会の就学担当者の資質向上を図るため、特別支援学校コーディネーター等相談支援資質向上研修会を実施する。

イ 就学相談充実のための派遣心理士の活用

⑥ 平成29年度の教育相談事業実施状況（平成29年4月～平成30年3月）

ア 来所相談

[相談件数]

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規	2	14	34	38	31	35	44	31	23	25	11	7	295
継続	1	7	28	19	34	24	34	31	14	14	12	15	233
計	3	21	62	57	65	59	78	62	37	39	23	22	528

[障害別件数]

障害種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
視覚・聴覚障害	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
知的障害	0	8	13	21	24	27	38	22	12	10	3	2	180
肢体不自由・病弱	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	4
言語障害	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
自閉症スペクトラム	2	6	36	23	18	14	15	18	3	2	2	3	142
情緒障害	0	0	3	3	1	5	7	7	6	2	2	1	37
LD	0	5	2	4	8	2	9	3	5	5	1	1	45
ADHD	0	1	1	3	6	4	5	7	4	4	5	5	45
その他	1	1	7	3	8	5	2	5	7	15	7	10	71
計	3	21	62	57	65	59	78	62	37	39	23	22	528

[対象別件数]

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就学児	0	0	12	10	13	31	23	27	18	6	2	2	144
小学生	0	6	25	26	37	14	27	16	11	22	19	14	217
中学生	3	13	25	21	15	14	28	19	8	11	2	4	163
その他	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4
計	3	21	62	57	65	59	78	62	37	39	23	22	528

イ 電話相談

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就学	16	18	19	16	12	9	4	17	14	3	5	0	133
入級・転学	12	26	19	22	10	18	32	32	3	3	2	1	180
高校(高等部)進学	21	20	13	12	7	6	4	11	15	5	2	4	120
園・学校での支援	39	32	21	35	23	24	23	23	51	18	24	9	322
家庭での支援	0	0	1	4	2	0	3	1	5	1	2	0	19
連携	9	26	6	20	19	20	24	19	20	9	13	6	191
その他	4	5	3	9	4	1	4	5	3	3	6	6	53
計	101	127	82	118	77	78	94	108	111	42	54	26	1018

ウ 訪問相談

- ・ 就学支援アドバイザー ……10件
- ・ 関係者会議 ……10件

エ 「教育相談における所見」の発行 ……94件

2 相談機関等

(1) 学校教育

機関名	〒	所在地	電話番号	所管区域
総合教育センター 相談支援部特別支援教育担当	406-0801	笛吹市御坂町成田1456	(055) 263-4606	県下全域

(2) 児童相談所

中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055) 254-8617	国中全域
都留児童相談所	402-0054	都留市田原三丁目5-24	(0554) 45-7838	南都留 北都留

(3) 更生相談所

障害者相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055) 254-8671	県下全域 (身体障害, 知的障害, 義歯装具)
--------	----------	------------------	----------------	-------------------------

(4) 職業相談所

山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田二丁目17-14	(055) 232-7069	県下全域
-------------	----------	---------------	----------------	------

(5) こころの発達に関する相談

こころの発達総合支援センター	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055) 254-8631	県下全域
----------------	----------	------------------	----------------	------

(6) 保健福祉事務所、各市福祉事務所

名称	〒	所在地	電話番号	所管区域
中北保健福祉事務所	400-8543	甲府市太田町9-1	(055) 237-1381	中北地域
〃 峡北支所	407-0024	韮崎市本町4-2-4	(0551) 23-3074	南アルプス市、韮崎市、北杜市
峡東保健福祉事務所	405-0003	山梨市下井尻126-1	(0553) 20-2750	峡東地域
峡南保健福祉事務所	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢771-2	(0556) 22-8145	峡南地域
富士・東部保健福祉事務所	403-0005	富士吉田市上吉田一丁目2-5	(0555) 24-9032	富士・東部地域
甲府市福祉事務所	400-8585	甲府市丸の内一丁目18-1	(055) 237-1161	甲府市
富士吉田市福祉事務所	403-8601	富士吉田市下吉田六丁目1-1	(0555) 22-1111	富士吉田市
甲州市福祉事務所	404-8501	甲州市塩山上於曾1085-1	(0553) 32-5067	甲州市
都留市福祉事務所	402-0051	都留市下谷2516-1	(0554) 46-5112	都留市
山梨市福祉事務所	405-8501	山梨市小原西843	(0553) 22-1111	山梨市
大月市福祉事務所	401-8601	大月市大月二丁目6-20	(0554) 23-8030	大月市
韮崎市福祉事務所	407-8501	韮崎市水神一丁目3-1	(0551) 22-1111	韮崎市
南アルプス市福祉事務所	400-0395	南アルプス市小笠原376	(055) 282-7223	南アルプス市
北杜市福祉事務所	408-0115	北杜市須玉町大豆生田961-1	(0551) 42-1334	北杜市
甲斐市福祉事務所	400-0192	甲斐市篠原2610	(055) 278-1691	甲斐市
笛吹市福祉事務所	406-0031	笛吹市石和町市部800	(055) 262-1271	笛吹市
上野原市福祉事務所	409-0192	上野原市上野原3832	(0554) 62-3115	上野原市
中央市福祉事務所	409-3893	中央市成島2266	(055) 274-8544	中央市

(7) 障害児(者)地域療育等支援事業実施施設

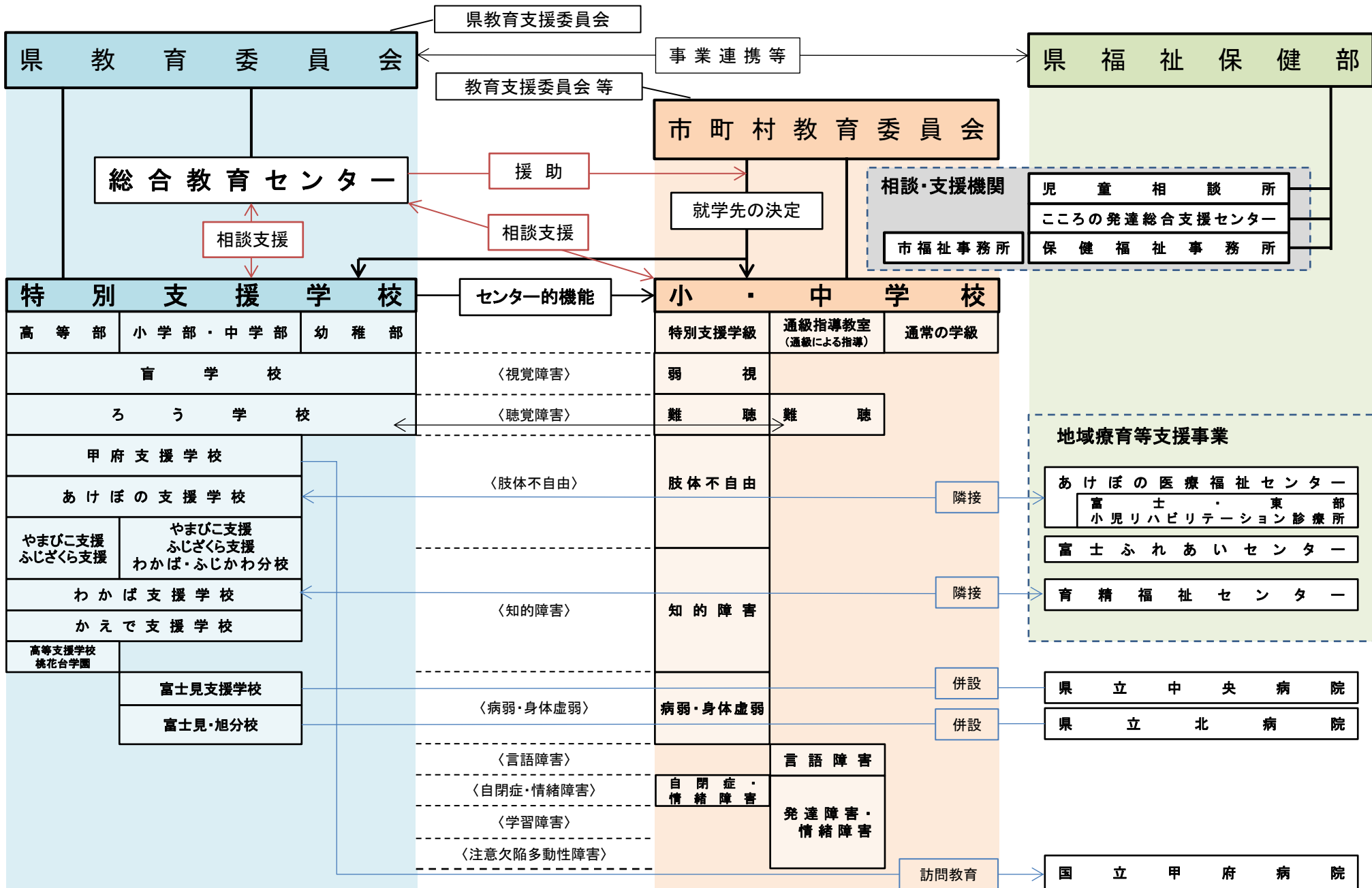
地域	名称	コーディネーター	所在地	電話番号
中北圏域	アンダンテ (敷島緑陽園)	由原木	甲斐市牛匂2029-2	(055) 277-1181
	育精福祉センター	村松	南アルプス市有野3303-2	(055) 285-0615
	あけぼの医療福祉センター (拠点施設)	深澤	韮崎市旭町上条南割3251-1	(0551) 22-6111
峡東圏域	みなてらす (石和授産園)	渡邊	笛吹市石和町四日市場1632-4	(055) 263-5722
	サポートセンターハロハロ (白樺園)	小林	山梨市小原東1309	(0553) 34-9200
峡南圏域	峡南圏域相談支援センター (くにみ園)	樋口	西八代郡市川三郷町岩間438	(0556) 32-1414
富士・東部圏域	どりーむ宝 (宝山寮)	高山	都留市大幡5118	(0554) 43-3265
	富士ふれあいセンター	村上	富士河口湖町船津6663-1	(0555) 72-5533

3 特別支援教育・社会福祉関係団体

団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
(一般社団法人) 山梨県視覚障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100 FAX (055)251-3344
(一般社団法人) 山梨県聴覚障害者協会	甲府市大里町4225-1 コアタウン6号	(055)269-6694 FAX (055)269-6695
山梨県肢体不自由児協会	甲府市丸の内一丁目6-1 県障害福祉課内	(055)223-1462 FAX (055)223-1464
(一般社団法人) 山梨県重症心身障害児(者)を守る会	甲斐市中下条954-3	(055)277-9666 FAX 同上
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	甲府市上石田4丁目8-34 POCCO上石田内	(055)287-8310 (055)287-8148
山梨県手をつなぐ育成会	韮崎市旭町上条南割3561-1 みだい寮内	(055)285-4292 FAX (055)285-4293
(社会福祉法人) 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100 FAX (055)251-3344
山梨県身体障害者連合福祉会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100 FAX (055)251-3344
(社会福祉法人) 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)254-8610 FAX (055)254-8614
(社会福祉法人) 山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目10-1	(055)222-3502 FAX (055)233-0124
山梨県特別支援教育研究連盟 知的障害教育研究会	富士吉田市上暮地一丁目6-1 富士吉田市立富士見台中学校内	(0555)24-0018 FAX (0555)24-0042
山梨県特別支援教育研究連盟 言語障害教育研究会	都留市上谷一丁目1-2 都留市立谷村第一小学校内	(0554)43-3105 FAX (0554)43-3165
山梨県特別支援教育研究連盟 情緒障害教育研究会	甲斐市竜王555 甲斐市立竜王北小学校内	(055)276-9171 FAX (055)230-6059

(順不同)

4 特別支援教育関係機関係図



Ⅷ 特別支援教育関係条例・規則等

1 山梨県附属機関の設置に関する条例<山梨県特別支援教育振興審議会関係抜粋>

昭和 60 年 3 月 29 日・条例第 3 号（平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄）

（趣 旨）

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第 2 条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。山梨県特別支援教育振興審議会

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組 織）

第 4 条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会 長 等）

第 5 条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第 6 条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部 会 等）

第 7 条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

（委 任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（山梨県水防協議会条例等の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

二十七 山梨県特殊教育振興審議会条例(昭和 45 年山梨県条例第 27 号)

付 則（平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄）

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（一以下略一）

別表第一（第 2 条、第 4 条関係）

二 教育委員会の附属機関

付属機関	担 任 事 務	委嘱の定数	委嘱の要件	委嘱の期間
山 梨 県 特別支援教育 振興審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 特別支援教育に関する施設、設備等の拡充整備に関する事項 二 特別支援教育関係教職員の資質の向上に関する事項 三 障害児の判別及び就学指導組織の充実にに関する事項 四 その他特別支援教育の振興に関する事項	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	一 年

※ なお、「山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則」第 13 条によって「山梨県特別支援教育振興審議会」の庶務は、高校改革・特別支援教育課に所属することが示されている。

2 山梨県教育支援委員会規則

平成 26 年 3 月 31 日
山梨県教育委員会規則第 3 号

(設置)

第 1 条 障害のある幼児、児童及び生徒（次条において「障害のある子ども」という。）の就学等に関する決定を行う市町村教育委員会等に対する指導及び助言の効果的な実施を図るため、山梨県教育委員会に、山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 支援委員会は、教育長の求めに応じ、障害のある子どもの就学及び転学についての効果的な指導及び助言の実施に資する情報を提供する。

(組織)

第 3 条 支援委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(会長等)

第 4 条 支援委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、支援委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員

(委員の任期等)

第 6 条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議等)

第 7 条 会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 支援委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 支援委員会の庶務は、高校改革・特別支援教育課において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(廃止)

2 山梨県障害児適正就学推進委員会規則（昭和 48 年山梨県教育委員会規則第 4 号）は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日においてこの規則による改正前の山梨県障害児適正就学推進委員会規則（以下この項において「旧規則」という。）に規定する山梨県障害児適正就学推進委員会の委員である者の任期は、旧規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日教委規則第 4 号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 山梨県立特別支援学校学級編制要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山梨県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の学級編制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「重複障害学級」とは、学校教育法施行令第22条の3に定める程度の心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害児童・生徒」という。）で編制する学級をいい、「単一障害学級」とは、重複障害児童・生徒以外の児童・生徒で編制する学級をいう。

(編制できる学級の種類)

第3条 次の表の○印の場合に、学級を編制することができる。

学 校 名	通学				訪問	
	単一障害学級		重複障害学級		重複障害学級	
	小中学部	高等部	小中学部	高等部	小中学部	高等部
盲 学 校	○	○	○	○		
ろ う 学 校	○	○	○	○		
甲 府 支 援 学 校	○	○	○	○	○	○
あ け ぼ の 支 援 学 校	○	○	○	○	○	○
わ か ば 支 援 学 校	○	○	○	○		
わかば支援学校ふじかわ分校	○		○			
や ま び こ 支 援 学 校	○	○	○	○	○	○
富 士 見 支 援 学 校	○					
富士見支援学校旭分校	○					
ふ じ ぎ く ら 支 援 学 校	○	○	○	○	○	○
か え で 支 援 学 校	○	○	○	○		
高等支援学校桃花台学園		○				

2 前項の規定にかかわらず盲学校の高等部本科保健療科並びに専攻科療科及び専攻科保健療科には重複障害学級を編制することはできない。

(学級編制の基準)

第4条 学級は、同学年の児童又は生徒で編制する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 一 小学部又は中学部において、単一障害学級の引き続き二学年の児童又は生徒の数がそれぞれ一人の場合
- 二 重複障害学級の場合
- 三 富士見支援学校及び同校旭分校の場合

2 一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の左欄に掲げる部及び学級の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

部及び学級の種類		一学級の児童又は生徒の数	部及び学級の種類		一学級の児童又は生徒の数
幼稚部、 小学部又 は中学部	単一障害学級	6人	高等部	単一障害学級	8人
	重複障害学級	3人		重複障害学級	3人

(児童・生徒数の報告)

第5条 各特別支援校長（以下「校長」という。）は、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の指示する日までに次の各号に掲げる書類をもって、翌年度の児童及び生徒の数を教育長に報告しなければならない。

- 一 児童・生徒数報告書（第1号様式）
- 二 児童生徒数・学級数一覧表（第2号様式）
- 三 学級編制表（第3号様式）
- 四 重複児童・生徒実態表（第4号様式）

2 児童又は生徒数に変更が生じた時は、校長は速やかに教育長に報告しなければならない。

(審査)

第6条 教育長は、前条の報告内容を審査する。この場合において、教育長は必要に応じ医師の診断書及び総合教育センターの教育相談における所見を提出させることができる。

(学級編制)

第7条 教育長は、第4条の規定を基準として前条の審査結果に基づき学級編制を行う。

2 教育長は、前項の編制結果を校長に3月末日までに通知する。

3 教育長は、第5条第2項に基づき4月1日から5月1日までの間に校長から児童又は生徒の数の変更報告があった時は、予算の範囲内で小学部及び中学部に限り学級編制の変更を行うことができる。

重複障害児童・生徒認定要領

1 重複障害児童・生徒は、学校教育法施行令第22条の3に定める心身の故障を2以上併せ有する児童又は生徒をいう。

2 併せ有する障害の程度が中度又は重度の場合に、重複障害と認める。

3 知能検査は、個別判定を用いることとする。

4 知能検査が不可能な時は、乳幼児発達検査を実施する。

5 重複障害の判定については、標準的な検査、調査又は総合教育センターの診断結果又は医師の診断結果に基づき、教育庁総務課及び高校改革・特別支援教育課、総合教育センターの職員が協議して行う。

6 5の判定結果に基づき、教育長が重複障害児童・生徒を認定する。

付 録

○ 学校教育法（抜粋）

[特別支援学級]

第 81 条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

- ② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの
- ③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○ 学校教育法施行令（抜粋）

[視覚障害者等の障害の程度]

第 22 条の 3 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

○ 学校教育法施行規則（抜粋）

[障害に応じた特別の教育課程]

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当 該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

○学校教育法施行令の一部改正について（通知）（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成 25 年 8 月 26 日付けをもって政令第 244 号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成 24 年 7 月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（以下「報告」という。）において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第 2 改正の内容

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。）の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正（第 5 条及び第 11 条関係）

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから 3 月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学（第 6 条の 3 及び第 12 条の 2 関係）

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等（第 9 条、第 10 条、第 17 条及び第 18 条関係）

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大（第 18 条の 2 関係）

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日（附則関係）

改正令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行すること。

第 3 留意事項

- 平成 23 年 7 月に改正された障害者基本法第 16 条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

○障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

（平成 25 年 10 月 4 日 25 文科初第 756 号）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のものうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

- 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも
- 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2 (2) と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的を実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

